かもがわ

第40号　2007.1.1　鴨川法律事務所

格差社会

坂元和夫

はじめに

かって、わが国は一億総中流と多くの人が意識しているなどと言われていましたが、最近では、はっきりと格差社会になってしまったようです。格差というのは経済的格差のことで、国民が富裕層と貧困層に二極化され、豊かな人が益々豊かになる一方で貧しい人が益々貧しくなり、また、豊かな人も貧しい人も人数がどちらも増えていくことにより、社会における貧富の差が拡大していく現象を指して、格差社会と言っているわけです。

そこで、実際に貧富の差が拡大しているのか、どうしてそうなったのか、そもそも格差社会は良いのか良くないのかなどを考えてみたいと思います。

貧富とその格差の実態

その国の平均的な所得の半分以下の所得しかない人を貧困者と定義して、国民の中にいる貧困者の割合を貧困率といいます。ＯＥＣＤ（経済開発協力機構）に加盟している世界の二六カ国の中で日本の貧困率は上から五番目です。アメリカは、メキシコに次いで貧困率の高い国ですが、日本は、一九八〇年代から急速に貧困率が上昇してアメリカに迫っています。

一九七〇年代には、貯蓄ゼロの世帯は五％前後でしたが、二〇〇五年には二二・八％になっています。

自己破産件数は、一九九五年は四万件程度でしたが、二〇〇三年には二四万件に増えています。

東京都のホームレスの人数は、二〇〇〇年以後は約六〇〇〇人となり、九〇年代より倍増していると言われます。

格差拡大の原因

長期不況による失業の拡大は貧困層を増大させました。これを助長したのが、パートなど非正規労働者を増大させた政府の労働政策、年金の切り下げや医療保険における自己負担率の引き上げ、介護保険や生活保護などの社会保障給付の切り下げ政策、所得税・相続税の累進制の緩和や法人税の低額化、貧しい人ほど負担の大きい逆進性の高い一律の消費税などです。

格差社会の是非

規制緩和・構造改革を推し進めた小泉前首相は、在任中の国会答弁で、「格差はどこの社会にもあり、格差が出ることは悪いことではない」と言明したことがあります。これは、競争原理のもとで能力のある者や努力した者がより豊かになるのは当然だとする自由至上主義ないし新自由主義の考え方で、アメリカがその典型です。確かに、横並び主義よりは、この方が社会全体の経済力は大きくなるでしょう。

これに対して、ヨーロッパ大陸諸国は、自由よりも平等の価値を重視します。フランスは、欧州憲法条約が域内における経済活動について「自由かつ公正な競争」という文言を用いていることを一つの理由として、国民投票で批准を否決したくらいです。

日本は、今、小さな政府を目指し平等を犠牲にし市場の競争原理に従って自由を極限まで追求するアメリカ型の経済体制へ向かって突き進んでいます。

しかし、本当にそれでよいのでしょうか。貧困層の増大が犯罪の増加をもたらすとか、失業者の増大が人的資源を無駄にしているというような功利的な見方も勿論できます。だが何よりも、貧富の格差があまりにも大きいと、富者は自分の富を貧者から守るのに汲々とし、貧者は富者を妬んで不満感をいつも抱くようになります。共同体の秩序やぬくもりが失われます。このような社会が果たして住みよいと言えるのでしょうか。人間らしく生きたいと思う者には、とても耐えることができない嫌な社会ではないでしょうか。経済力を大きくし国際競争に打ち勝っても、国民一人一人が精神的に貧しくなるようでは何の意味もありません。私は、格差社会のこの点が一番問題ではないかと思っています。

（橘木俊詔著「格差社会」、薬師院仁志著「日本とフランス　二つの民主主義－不平等か不自由か」を参考にしました）

貧困の再生産を防ぐために

尾藤廣喜

北九州市で今何が起きているか

昨年一〇月二四日から二五日にかけて、北九州市を訪問しました。これは、全国の研究者、弁護士、運動団体のメンバーやケースワーカーらが、北九州市の生活保護の実態「調査」と保護「申請」の援助のために集った「調査団」の一員として参加したものです。

私も、小倉北福祉事務所に保護を「申請」したいという姉妹をはじめ、一〇名余りの申請者の同行申請をしました。

この姉妹は、過去数回に亘って、障がいがあり働けない兄の保護を申請しましたが、全て断わられ、申請書すら渡してもらえなかったということでした。

私が、代理人として同席申請を求めたところ、小倉北福祉事務所は、私の同席を拒否しました。私は、拒否に法的根拠がないことを主張し、その場で「厚生労働省保護課」に電話し、同省の見解を聞きましたが、同省としても、代理人同席を拒否する理由がないとの見解でした。しかし、小倉北福祉事務所は、「厚生労働省の見解がどうであっても、私の福祉事務所では、弁護士の同席は認めません」と拒否。最終的に、やむなく、申請受付けを最優先とせざるを得ないので、側におられた議員さんに同席を依頼し、やっと申請を受付けさせました。

一体、代理人として法律専門家の同席は認めないが、議員さんの同席なら認めるというのは、どういう解釈なのでしょうか。

餓死・孤独死などの続発

北九州市では、ここ数年生活保護の窓口を訪れながらも、保護を受けることができず、孤独死したり、餓死したりする人が、後を絶ちません。昨年、五月には、門司区の五六歳の男性が、二度も保護申請をしているにもかかわらず、受付けてもらえず、死後数ヶ月を経てミイラ化して発見されたという衝撃的な事件がありました。また、昨年一月には、小倉北福祉事務所が、刑務所を出所した直後の無職で七四歳の男性を下関までのJR切符を渡しただけで追い返し、その結果、男性は生活に窮し、下関駅構内で放火し、駅舎が全焼するという事件も起きています。その他にも、六七歳の男性が、生活保護申請を拒絶され続けたため、抗議の意味で割腹自殺を図り、銃刀法違反で逮捕されるという事件も起きています。

保護の切り捨てが何を生むか

このような「闇の北九州方式」と言われる保護の窓口規制は、北九州市だけでなく、多くの市町村でも、程度の差はあっても、残念ながら跡を絶ちません。

そればかりか、高齢者や母子家庭の加算の削減・廃止による保護基準の切り下げの実施、五〇〇万円以上の自宅を持つ要保護者に「生活支援資金」を借入れることを強要する制度（リバースモーゲージ）の導入が計画されているほか、はては期限付き保護制度の導入すらも主張されています。

生活保護基準がどうなるかは、最低賃金や年金の水準に大きな影響を与えます。「格差社会」が言われる今、ワーキングプアーと呼ばれる働く低所得者層の拡大や高齢者の低劣な年金給付のため、市民のぎりぎりの生存すらも保障されない社会になっています。それなのに、市民の生存権を支える生活保護制度が底抜けし、利用できないようでは、貧しい人は、最後の生活のよりどころすらもなく、餓死するか犯罪を起こすしかありません。また、いつまでも貧しいままで、その人が「再チャレンジ」する機会が保障されないだけでなく、子どもさんら後の世代に貧困を再生産することにしか繋がりません。

いまこそ生活保護制度の充実を

昨年一〇月、釧路で開催された日本弁護士連合会の人権擁護大会では、生活保護問題が取り上げられ、制度の充実とわれわれ弁護士の「代理人」活動の強化等が宣言として採択されました。我が国での生活保護のお寒い状況を、今年こそは転換したいものです。

ひょろり弁護士奮闘記
少年法廷編

山﨑浩一

ゲーム機盗難事件

「で、最近は学校はどう?」

ひょろり君は、馴染みの祇園の居酒屋で、塩茹したむかごを二、三粒口に放り込んだ後、熱燗徳利を親友の藤川に差し出しながら聞いた。

「ますます悪くなっているよ」

藤川は猪口をぐいっと煽りながら、しかめっ面をした。

「中学生は難しい頃だからね」

二人はしばし、湯気を立てている壬生菜鍋に黙々と箸を立てていたが、突然、藤川はひょろり君を向き「弁護士のお前に頼みがあるんだ。」といった。

話の内容はこうである。

先日、藤川が担任の中学二年生のクラスに高価なゲーム機を持って来た生徒がいて、それがいつの間にかなくなっていた。学校にゲーム機を持って来ることが禁止されているため、生徒はその日は藤川に言わずに翌日になって盗られたといいだした。犯人が誰かということでクラス全体が騒然となったが、藤川が担任をしている中学二年のクラスのA君が一番に疑われた。どうやら、体育の授業を気分が悪いと一人で教室で休んでいたため、その際に盗ったのではないかということらしい。それだけなら嫌疑としては不十分だが、どうやら、その子は、普段からおとなしく、勉強もあまり出来ず、いじめられやすいことが、クラスの空気をAに不利にさせているようである。

「僕は絶対にあの子が盗っていないと確信しているんだが、クラスの皆が納得していないようでね。Aが可哀相なんだ。」と藤川は言った。

しばらく考えていたひょろり君は「わかった。任せてくれ。ただ、ホームルームの時間を僕に自由にさせてくれるね。」と言った。その時のひょろり君の目は焦点のあわない暗い光をたたえていた。

クラス法廷

ホームルームの教壇に立ってひょろり君は、クラスの中からゲーム機窃盗事件の法廷を開くと宣言した。詳しい方法の説明をしてから、検察官、弁護人、裁判官役を数人づつ決めた。検察官、裁判官役には、日頃から、その子をいじめているとの噂がある生徒を一人づつ入れた。他の生徒が見守る中で、ひょろり君は、不安な面持ちのA君を被告人席に座らせた。そして、「では、今から裁判を始めます。先ほど説明したように、検察官は彼が犯人であることを証明しなさい」と言った。

検察官役の生徒は、クラスの誰もがA君が犯人であると思っている理由を代弁した。これに対し、弁護人役の生徒は、あらかじめひょろり君から言われていたとおり、A君が犯人であるという証拠は何ひとつないことを一生懸命に述べた。それを聞いていたA君の濡れるような瞳は弁護人役の生徒のことを一心に見つめていた。弁護人役の生徒が席につくとひょろり君は、推定無罪の原則、合理的な疑いをいれない証明の原則などを全員に説明した。そして裁判官が合議のために教室を出ると、教室では残された生徒たちが勝手に議論を始めた。しばらくすると、藤川がひょろり君に近寄り、声を殺して「大丈夫か。変な結果にならないだろうね」と聞いてきた。

「大丈夫さ。何の証拠もないんだもの。絶対に無罪になるに決まっているよ。」とひょろり君は自信たっぷりに答えた。教室内の喧騒も次第に勢いを失ってきた頃にようやく裁判官役が戻ってきた。急に静まり返る教室。ひょろり君が裁判官役に「結論は出ましたか」と聞いた。うなづく裁判官役を見て「では判決を言ってください。」と促した。息を呑む生徒達。A君は凍ったように下を向いている。「A君は無罪です」裁判官役がはっきりした声で宣告した。跳ねあがるようにA君が顔を上げた。生徒達はどよめいた。その声は歓声と不満の入り混じったものとも受け取れた。

すぐにひょろり君は教壇に立った。

「はい。みんな、ご苦労でした。どうやら裁判官の

諸君は正しい判決をしてくれたようですね。刑事裁判には僕が説明したように厳格なルールがあるのです。それは無実の人を誤って有罪にしないようにするために人間が長い苦しみと間違いの歴史の中から作り上げてきた英知なのです。今まで、大人たちは偏見だけで多くの無実の人を死刑にしたり、監獄に入れてきました。」そういって、生徒たちが難しい話を咀嚼しているか一人一人の顔を見ながらしばらく黙っていた。

「皆さんは何の根拠もなしにA君を犯人扱いしたことを恥じなければなりません。ただ、ここまでお話したのは裁判のルールです。皆さんに本当に考えて欲しいのは人間としてのルールというものもあるということです。A君が犯人でないことはこのとおりはっきりしました。ということはゲーム機を盗んだ生徒が別にいるということです。僕はその生徒に自分から名乗り出てほしいと思います。」ここでひょろり君はしばし間を置いた。

「実は、ゲーム機を持っているところを見たという生徒がいます。ただ、僕はその生徒からまだその生徒の名前を聞いていません。一週間たったら聞こうと思います。ですから、それまでに是非とも自分から名乗り出て欲しいのです。」

そういってひょろり君は、用意していたコピーを配布した。

「これは灰谷健次郎という作家の書いた「わたしの出会った子どもたち」という本の中の「二つの盗み」という箇所をコピーしたものです。人間としてのルールというものを考えるうえで参考になると思いますので是非皆さんは真剣に読んで下さい。」

解決

あれから五日が過ぎた。ひょろり君に犯人であると申し出た生徒は一人もいない。

「駄目か」

ひょろり君の自信が揺らぎだした日の夕方に携帯電話が鳴った。生徒のBからだった。

「僕が盗りました。…」自分の身体から膿を搾り出すような苦痛に満ちた声だった。Bにすぐに喫茶店で会った。Bの語ったところでは、Bはあの日に体育の授業中にトイレに行くと言って抜け出し、たまたまAが保健室に行った隙にゲーム機を盗んで自分の下駄箱に隠したというのである。Bの両親は非常に勉強に厳格で、一切ゲームを許さなかった。Bは本当はゲームをしたいのに親に言い出せなかった。そして、Bはしだいに自分のしたいことは親の目を盗んでやるようになっていった。今回は、最新のゲーム機を目にしてどうにも我慢ができなくなって盗ってしまったというのである。BはAが疑われたことでほっとした反面、Aに対する罪悪感に悩まされ、ゲーム機で遊んでも全く楽しくなかったという。そうして、ひょろり君の裁判があり、灰谷健次郎の小説に心を打たれたことから打ち明ける気持ちになったという。

ひょろり君は、Bはまだ本当のことは言っていないのではないか。Bは目撃者からの通報があることを恐れたのではないかと疑念を抱いたものの、B君の肩を抱きながら「わかった。よく打ち明けてくれた。ご両親には僕から良く話してあげるよ。」といった。

種あかし

数日後、いつもの居酒屋でひょろり君に藤川は上機嫌で言った。

「いやあ、今回は助けてもらった。今日は僕のおごりだ。どんどん食べてくれ。」そういって熱燗の酌をした。

「しかし、どうしてクラスで裁判をするなんて思いついたんだい。」

「あれは、アメリカにあるティーン・コートというやつにヒントを得たんだよ。」

「へえー、そうか。さすが弁護士だな…。あっ、そうだ。犯人を知っている生徒がいるっていっていたな。あれはどの子なんだい。」

「あれは、嘘だよ」

「えっ、嘘って。」藤川は目をまるくした。

「うん。ああでも言わないと真犯人は名乗りでないだろ。僕は人間の良心を信じているよ。その意味では性善説だよ。ただね、同時に人間は弱くて功利的なものさ。その両方を上手く利用したということだよ。」

そういってひょろり君は旨そうに酒を飲み干した。そして「今日は君のおごりだって。大将、河豚のてっさ二人前。」それを聞いて頭を抱える藤川だった。

裁判と「運」

鍬田則仁

勝負ごとには、「運」というものがつきものです。スポーツをとっても、圧倒的に力の差があり、勝ち負けの帰趨を始まる前から誰も疑っていないような試合において、いざふたを開けてみると、思いもかけないことが起きて戦前の予想が覆されるということは、珍しいことではありません。

裁判も、勝ち負けがあるという点では勝負ごとの一つといえるでしょうが、この勝負は、法と正義に照らして、勝つべき者が常に勝つということでなければならないことは、いうまでもありません。

もっとも、裁判とて人間のするものですから、そこに「運」が入り込んでくる素地があります。しかし、たまたまこの裁判官に当たったがために、裁判の結論が変わってしまうというのでは、国民の司法に対する理解も信頼も得られないことになってしまいます。このような事態が生じないような工夫が求められるわけです。

「運」が影響する例として昔から言われてきたのが刑事裁判における「地獄部」とか「極楽部」という言葉でも言われることがある刑の重さのばらつきです。

日本の刑法が、刑の重さを決定するについて裁判官に広い裁量の幅を与えていることもあって、裁判官の個性なり世界観が宣告する刑の重さ（執行猶予を許すかどうか）に一貫性をもってかなり明瞭に反映してきます。このような裁判官の個性なり世界観は簡単に変わるものではありませんし、刑を決める要素は極めて多種多様で、しかも定量化が困難なものですから、人間が裁判をするという前提がある限り、このような「運」は、ついてまわるように思われます。

民事事件では、たとえば次のような例がありました。①取締役が在任中の行為について会社から損害賠償請求訴訟を起こされましたが、そのような会社の権利はなく、会社の権利行使こそ違法であるとして損害賠償請求訴訟を逆に起こしたケース。どちらの裁判も同じ証拠が出されているのですが、名古屋の高等裁判所は会社の請求を認め、大阪の高等裁判所は取締役の請求を認めました。取締役が違法行為をしたかどうかについてどちらかの高等裁判所の判断が明らかに間違っているわけです。双方から上告しましたが、最高裁判所が矛盾を是正しなかったため、お互いに損害賠償を支払い合うという結果になりました。②賃借権が存在するのかどうか仮処分と訴訟で争われたのですが、手続きが同時進行となり、全く同じ証拠が出されました。高等裁判所の別々の部で審理され、仮処分事件では賃借権がないとされ、訴訟事件では賃借権があるとされました。これも、どちらかの裁判所の判断が明らかに間違っています。

裁判の独立という大原則がありますから、裁判所は、こういうこともあるということで済ましているわけですが、国民は、このような裁判の結論の矛盾を納得できるでしょうか。①では、普通なら、反訴というやり方で、先行する名古屋において二つの損害賠償請求事件を一緒に審理してもらうことが多いのですが、たまたま地元で訴訟を別個に起こしたため、このような結果が出たものです。②では、もし事件を審理する部が入れ替わっていれば、最終結論が全く逆になっていました（訴訟の結論が優先します）。

最近、最高裁判所には、下級裁判所の判断を見直す傾向が顕著に出ています。このような問題にも是非対処してもらいたいものです。

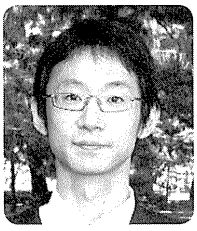

あの能力はどこへ

徳田　敏

超能力!?

大人になって、子どものときにはできたあの能力はどこへ行ったのかと思ったことはありませんか。走るのが遅くなったとか、体が硬くなったとか、物忘れが多くなったとかではなく、あれは超能力だったの?というような能力です。私にはそれがありました。

それは、テレビでドラマやアニメを見ていて、画面に映っている登場人物が次にどんなセリフを言うのかがわかるというものでした。相づちのような短いセリフではなく、きちんとしたセリフが次々と頭の中に浮かんできてました。でもそれができた時期は限られていて、小学校五年生と六年生のときだけで、それ以後は不思議と頭の中の登場人物はセリフを話してくれませんでした。

仮説

どうしてそれが出来たのか。私なりに仮説を立てました。一つはドラマやアニメ以外にも興味の範囲が広がってテレビを受け身でしか見なくなり、能動的にテレビに没頭しなくなったことにより、登場人物が次に何をしゃべるのかあまり意識しなくなったから。二つは五年生のときに引越しをしたので、初めてのところに溶け込むためにいろいろと多感になっていて脳の感受性のアンテナが一時的に発達していたから。三つ目はもともと子どもであれば備わっている高い感受性が働いていた能力だったが、大人になって知識が増えて感受性が衰えるとともに、その能力も衰えていったから。

みなさんにも経験のある普遍的な能力だとすれば三つ目の仮説が当てはまるでしょうし、みなさんには経験のないものだとすれば、私個人の環境が影響しているものだと思われますので二つ目の仮説が当てはまるでしょう。またテレビが好きで今でもセリフが次々思い浮かびますという方がいれば、一つ目の仮説が正しいということになります。

はたしていずれの仮説が正しいのか、現在のところ確かめる術はありませんが、永遠の謎で残ってしまっても、それはそれでロマンがあっていいかもしれません。

我が子はどうか?

私事ですが、私ももうすぐ父親になります。私の子どもはどんな超能力を発揮してくれるのでしょうか。今から非常に楽しみです。産まれてくる子どものために(も)数年前から京阪電車のおもちゃを買い込んでありますし、休日には子どもと一緒に梅小路公園や京阪電車の寝屋川車両基地に連れて行く計画も立てているので、彼の感受性を伸ばす情操教育の準備はできています。鉄道の「鉄分」がやや多いような気もしますが大丈夫でしょう。鉄分とカルシウムは子どもに必要な栄養みたいですし。あとは子どもの名前を考えなければいけません。姓名判断の本も見ながら頭をひねっていますが、一生のものなだけにこれがなかなか大変です。年末年始で集中してがんばります。

今年は彼と一緒にいる時間の確保のために、十数年身に染みついた夜型生活を朝型生活に変えていきたいと思っています。今年の目標は「朝型」にいたします。子どもと一緒に生まれ変わった朝型人間の私を今年もよろしくお願いいたします。

『東京〝カワイイ〟戦争』

冨増四季

先日、『東京〝カワイイ〟戦争』と題されたＮＨＫスペシャルで、渋谷の百貨店一〇九やモデルのエビちゃんなどに代表される若い女性のファッション事情が特集されていました。単にファッションの世界にとどまらず、現代日本の経済や社会の本質をつくような印象的なシーンの連続で、とても興味深い内容でしたので、その一部を紹介します。

服のデザインというと、業界での豊富な経験を積んだ熟練デザイナーが、素材やデザインにこだわり抜いて、初めて良い製品が完成するものだと思っていましたが、渋谷一〇九では全く違います。

番組に登場するデザイナーは、まだ二〇代前半の女性で、経験ではなく、「素人」の感覚を買われて雇われています。彼女たちは、街を歩く女の子をチェックし、同年代の友達から広く意見を聞き取りながら、「普通の子がカワイイと思う服」のイメージを作っていきます。素人の友達に受け入れられなければ、自分のアイデアも即却下。プロのデザイナーの意見ではなく、素人の意見の最大公約数が服のデザインを決定していく様子は、デザイナーの個性を前面に押し出してきたこれまでの商品開発とは好対照です。

個性を表現するためのファッションが、このような個性喪失のプロセスによって作られる矛盾のなか、服装による自己表現は、誰よりも早く、というスピードに求められます。

渋谷一〇九では、実際に、一週間商品化が遅れれば、売れなくなってしまうこともあるくらいです。猛烈なスピードの需要に応えるため、企画から商品が店頭に出るまでのプロセスが究極まで短縮化され、時として、デザインへのこだわりさえも犠牲にされます。

番組では、先ほどの若いデザイナーが試作品を見ながら「ボタンを別のものに変えたいんですが…」と言いかけた瞬間、店の経営者が「間に合わない！これで行く。」と即断する場面があります。そして、これとは対照的なシーンとして、大御所コシノヒロコさんの創作現場では、わずか数センチの白いテープの場所を決めるのにも、ああでもない、こうでもない、と発表の直前までこだわり抜いているシーンも紹介されていて、とても興味深い対比となっていました。

渋谷一〇九では、「カワイイ！」の歓声と、幼くさえ思える感性に、歴史や郷土性、伝統文化、職人技といった重厚な価値観が、軽く吹き飛ばされてしまいます。

番組では、足袋作りから始まる長い歴史をもつ老舗メーカーでさえも、これまでの伝統をかなぐり捨て、「カワイイ」戦争に参入していく様が描かれます。会社の起死回生をかける女性用ストッキングの開発会議では、男性中堅社員らが固唾をのんで見守る中、鶴の一声ならず、エビちゃんの「カワイイ！」の一声で方針が決定されていきます。なんとも不思議な光景ではありましたが、これまで産業界では軽視されてきた若い女性の意見が、最大限に尊重されている様子はとても印象的でした。

さて、前述の渋谷一〇九の店に話を戻しましょう。ひとたび、デザインが決定されると、韓国の縫製工場に発注されていくのですが、スピード至上主義の経営者の指示は「徹夜で作れ。」という厳しいもの。移り気な渋谷の女の子の感性に必死についていくために、他国では、徹夜仕事を余儀なくされる人々がいるのです。

番組の感想を書いたブログを見ていると、このシーンを見て現代の「植民地主

義」を感じた方もいるそうですが、その支配の頂点に立つのは、「カワイイ」という軽い感性に生きる日本の若い女の子なのです。気まぐれなお姫様たちの夢をかなえるために、昼夜を問わず単純労働に従事する貧困女性たち。あたかも寓話のような構図が見え隠れします。

彼女たちの権力の源泉は、毎月数万円をファッションに使うという凄まじい購買エネルギーといえます。しかし、同じ日本社会では失業者や低所得労働者が必死の思いで毎日を過ごしています。ここには何かしらの矛盾があるのでしょうか、それとも、このような格差社会と消費社会の同居が自由主義経済や情報化社会の進展の当然の帰結なのでしょうか。興味は尽きません。

もっとも、私が「カワイイ」文化に否定的な感情を抱いているというわけでもありません。実際には、私は、画面からあふれ出る女の子たちの得体の知れないエネルギーに魅了されっぱなしでした。

番組に登場する渋谷の女の子たちは「外国から学ぶことなんて何かあるの？かわいければ、それでいいじゃん！」と言わんばかりで、明るさと自信に満ちあふれています。私には、この明るさこそが、世界の若者の注目を集めはじめた「カワイイ！」文化の一番の原動力となっているように思えます。

政治家を始めとして大人たちが、「美しい日本」「愛国心」といった古めかしい文化を、トップダウンで浸透させようと四苦八苦するなか、渋谷の女の子たちの感性は「教養がない」「知性を感じない」などと軽視されかねません。

しかし、この女の子達こそが、ケータイに代表されるＩＴ技術を難なく使いこなし、普通の女の子の感性をボトムアップで集約・純化して新しいモノを生み出し続けるという、ものすごい仕掛けを作り上げてしまったのです。そして、「カワイイ！」の歓声や、底抜けに明るい笑顔を振りまきながら、軽く国境を飛び越え、世界を魅了する新しい文化を構築しつつある様子に、爽快感を覚えるのは私だけでしょうか。

日本社会の将来を見据えるという意味でも、今後も「カワイイ！」文化の動向を見守って行きたいと思います。

かもがわ講座

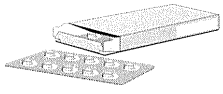

医薬品副作用被害救済制度

今日、みなさんの健康を支えるものとして、医薬品は欠かすことのできないものといえるでしょう。しかし、薬の副作用に苦しんでいる方が数多くいることもまた現実です。

もし、医師のミスによって薬の用法や用量を誤り、副作用が起きた場合には、医療過誤として医師に対して損害賠償を求めることができます。承認をした国や製薬会社に責任がある場合にも、損害賠償請求ができます。しかし、承認や製造には問題がなく、医師の適切な判断のもとで万全の注意を払って薬を使ったときであっても、運悪く副作用が発生することもあります。この場合、医師に責任を問うことはできません。

そこで、このような場合でも救済を受けられる制度として、医薬品副作用被害救済制度を紹介します。薬の適正な使用にも関わらず、副作用により疾病（入院を必要とする程度のもの）、障害（日常生活が著しく制限される程度の状態のもの）、死亡の結果が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対し請求を行うことで、一定の要件のもと、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、葬祭料等の支給が受けられることになっています。

この制度は、一般の方にはあまり知られておらず、救済を受けられないままになっている方も数多くいるはずです。皆さんの身近な方で、被害に苦しむ方がいらっしゃれば、ぜひ請求を検討してみてください。

この制度は、スモン訴訟を契機に副作用被害者の迅速な救済を図るべく設けられたのですが、広報が不十分であることはもちろんのこと、給付の判定が不当な場合もあり、運用上の問題も指摘されているところです。また、抗がん剤が対象除外とされていることなど、将来的な課題も残されています。